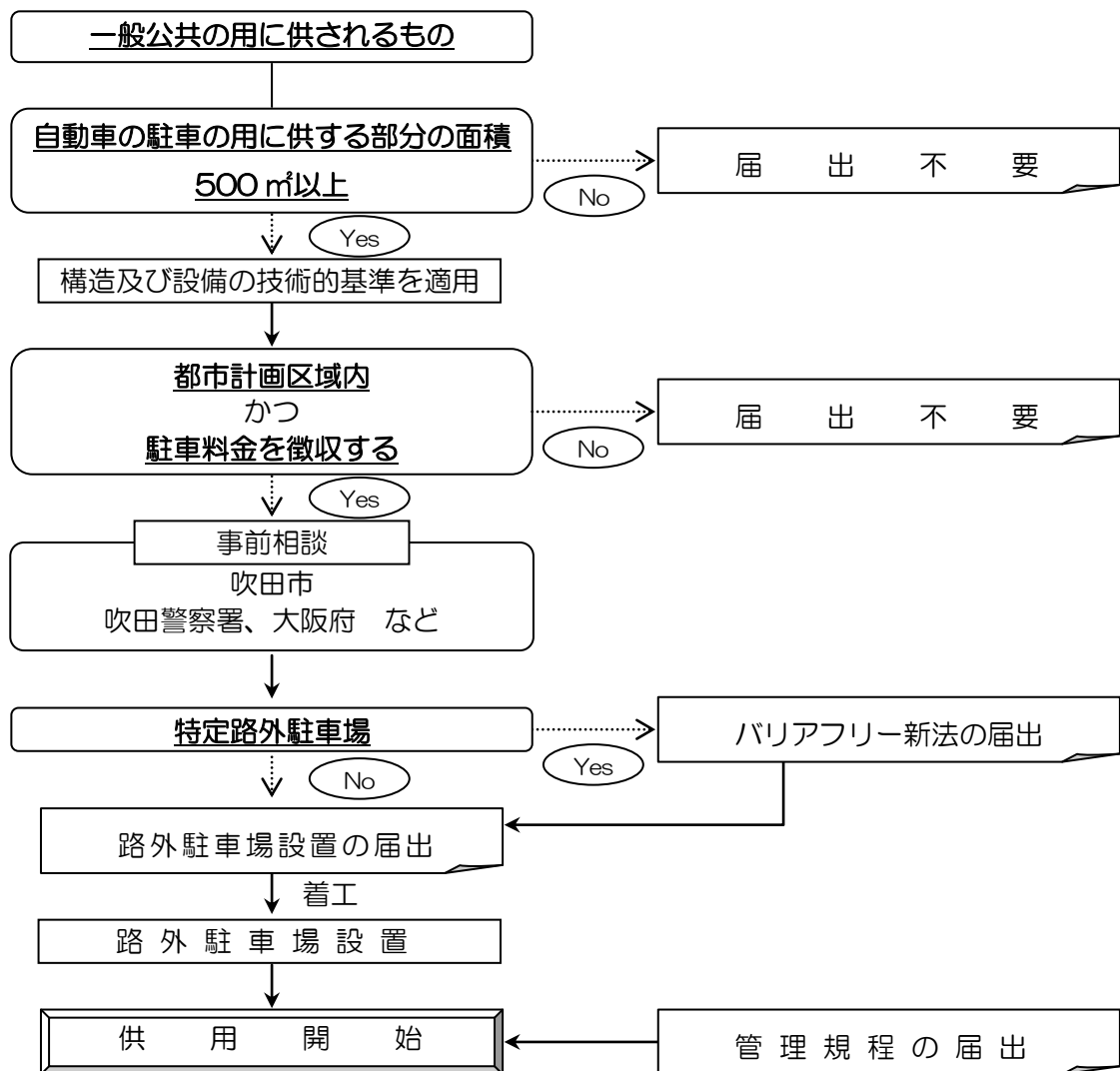


1 路外駐車場設置等に関する届出の概要



➤ 路外駐車場について（駐車場法第2条）

路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含む。）の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいいます。

➤ 構造及び設備の基準について（駐車場法第11条）

自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 ㎡以上の路外駐車場の構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定によるほか、駐車場法施行令の技術的基準に適合させる必要があります。

➤ 路外駐車場に関する届出など駐車場法の規定には、主に以下のものがあります。

	届け出なければならない事項	届け出る時期
1	路外駐車場の設置、変更	設置工事に着手するまで
2	管理規程の制定、変更	制定、変更後 10 日以内
3	路外駐車場の休止、廃止、再開	休止、廃止、再開後 10 日以内

※ 上記の届出を行っていない場合は、すみやかに届出を済ませてください。

(1) 路外駐車場設置(変更)の届出 (駐車場法第12条)

- ①一般公共の用に供する駐車場(誰でも利用できる駐車場)である。
- ②自動車の駐車のに供する部分の面積(駐車ますの面積)の合計が500㎡以上である。
- ③都市計画法第4条第2項の都市計画区域内にある。
- ④利用者から駐車料金を徴収する。

- ①百貨店等店舗及び病院の駐車場であっても、厳密に、当該建物の利用者のみの利用に限定される場合(駐車場に専用駐車場であると明示されているだけでなく、例えば、駐車場の入口で管理人等が一般の利用を排除している場合等が該当)以外は、「一般公共の用に供する」ものと解されます。
- ②駐車のに供する部分の面積とは、車室の面積で、車路は含みません。機械式駐車場の場合は、一台あたり15㎡で計算します。
- ③吹田市は、全域都市計画区域です。

※①～④の4要件すべてにあてはまる駐車場を設置しようとするときは、あらかじめ、位置、規模、構造、設備等について届け出る必要があります。既に届け出てある事項を変更しようとする場合も同様です。

また、駐車場以外の施設を、一時的かつ短期間であっても臨時駐車場として運用する場合にも、上記要件に該当すれば、届出が必要となります。

※①②の2要件をみたす無料駐車場の場合には、届出は不要ですが、政令で定める技術的基準に適合させなければなりません。

また、駐車場以外の施設を、一時的かつ短期間であっても臨時駐車場として運用する場合にも、基準に適合させる必要があります。

(2) 路外駐車場管理規程(変更)の届出 (駐車場法第13条)

(1)の路外駐車場を開設するときは、業務運営の基本となる管理規程を定め、供用開始後10日以内に届け出る必要があります。

また、既に届け出てある管理規程を変更しようとする場合も同様に届出が必要です。

(3) 路外駐車場の休止、廃止、再開の届出 (駐車場法第14条)

路外駐車場の設置について既に届け出てある駐車場の全部又は一部を休止、もしくは廃止したときは、10日以内に届け出る必要があります。

また、休止の届出がなされている駐車場を再開したときも10日以内に届出が必要となります。

(4) 立入検査、是正命令等 (駐車場法第 18 条、第 19 条)

担当職員は、路外駐車場の管理者に対して、報告や関係資料の提出を求めています。
また、路外駐車場の構造又は施設や業務の運営が駐車場法及びその関係法令に違反していると認められる場合は、その是正のために必要な措置をとることを命ずることがあります。

この場合に、是正のために必要な措置をとるまでの間、路外駐車場の供用停止を命ずることがあります。

(5) 罰則規定 (駐車場法第 21 条～第 24 条)

(1)～(3)の届出を怠った場合や立入検査を妨害した場合、是正命令に従わなかった場合などには、罰金刑が課されることとなります。

罰則についての詳細は、駐車場法第 21 条～第 24 条を参照してください。

(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 11 条、第 12 条

平成 18 年 12 月 20 日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」という。)が施行されました。

駐車場法の設置の届出が必要な路外駐車場(建築物である駐車場、建築物またはその敷地に設けられる駐車場を除く。以下「特定路外駐車場」という。)を設置する場合は、路外駐車場移動等円滑化基準に適合させる必要があります。

特定路外駐車場を設置する場合は、あらかじめ必要な事項について届け出る必要があります。
また、届け出た事項について変更する場合も、同様に届出が必要です。

<届出>

吹田市 土木部 総務交通室

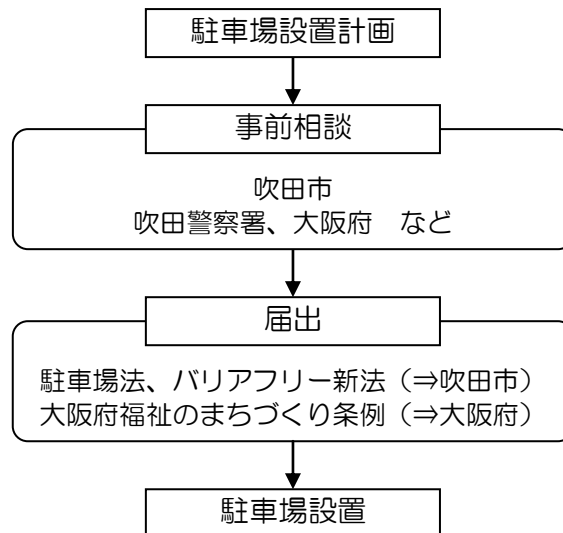
〒565-0855 吹田市佐竹台 1-6-1

TEL : 06-6155-3531 FAX : 06-6872-1652

E-mail : s-koutu@city.suita.osaka.jp

2 路外駐車場設置（変更）届

（１） 手続きの流れ



（２） 届出に必要な書類 正副 2 部提出

路外駐車場設置工事着手前に届出をしてください。変更の時も同様です。

届出書は 2 部必要です。（1 部は吹田市で保管し、1 部は提出者に返却します。）

	届 出 に 必 要 な 書 類	備 考
1	路外駐車場設置（変更）届出書	様式 1
2	地形図（附近見取図） 1/10,000 以上	路外駐車場の位置を明示
3	平面図 1/200 以上	① 駐車場の区域を赤実線で囲む。 ② 出口、入口の他、管理室、料金ゲートなど主要な施設を明示する。 ③ 周辺の道路（バス停、横断歩道、交差点等政令で定められているもの）を明示する。 ④ 車室 一般公共の用に供する部分とそれ以外の部分が混在する場合は、それぞれを色わけ等により明確に区別する。 ⑤ 車路 一方通行の場合は、矢印等でその旨明示する。 ⑥ 寸法 車路、駐車室、屈曲部の回転半径等、必要な寸法を明記する。 ⑦ 車いす使用者用駐車施設等を明示する。
4	立面図 1/200 以上	建築物の場合
5	断面図 1/200 以上	建築物の場合
6	事前協議承認通知書又は建築検査済証の写し	建築物の場合
7	大臣認定書の写し、仕様書及び構造図	特殊駐車装置の場合
8	高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面	特定路外駐車場の場合（P.7 参照）
9	チェックリスト	

(3) 記載要領

A 路外駐車場設置(変更)届出書

新規の場合は、(変更)部分を2本線で消してください。変更の届出の場合は、(変更)の文字を○で囲んでください。また、変更の届出の場合には、変更前を黒字で記入したうえで、変更箇所を赤字で記入してください。

○新規→設置~~(変更)~~届出書
○変更→設置 **変更** 届出書

B 駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場管理者とは、届出義務のある駐車場の経営を行おうと意思決定できる方をいいます。駐車場の管理委託だけをされる方は、これには該当しませんのでご注意ください。

(駐車場管理者が法人の場合、その代表者の変更については、届出の変更は必要ありません。)

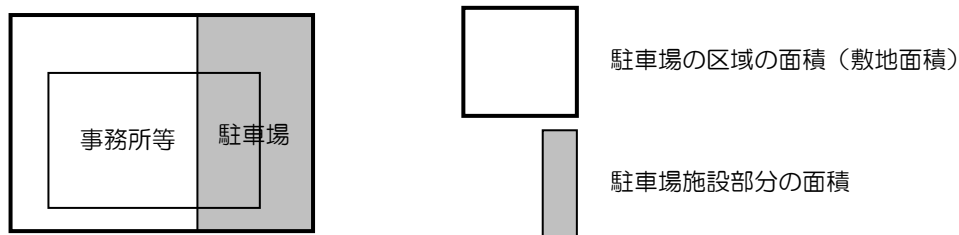
1 駐車場の名称 (例) 吹田駐車場

2 駐車場の位置

駐車場の位置をできるだけ住居表示で記入してください。

3-イ 駐車場の区域の面積

建築敷地の面積を記入してください。(事務所などに併設された駐車場の場合は、事務所を含めた建築敷地の面積を記入してください。)



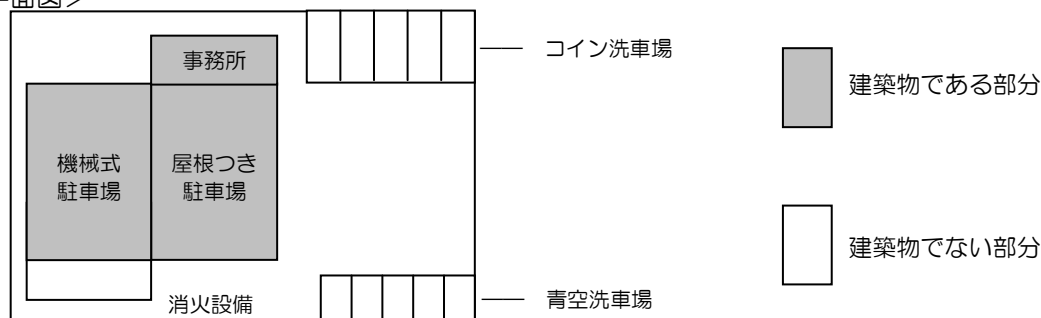
3-ロ 駐車場の用に供する部分の面積

駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のために必要な施設の総面積を記載してください。

○建築物である部分、建築物でない部分

駐車場施設部分を上空から見て、屋根のある部分を建築物である部分、屋根のない部分を建築物のない部分とします。

<平面図>



a-(A) 駐車場の用に供する部分の面積

駐車場の用に供する部分の面積とは、車路等の面積を除いた車室の面積をいいます。機械式駐車場の場合、一台あたり15㎡で計算します。

建築物である部分の車室の面積と駐車できる台数を、一般公共の用に供する部分とそれ以外の部分に分けます。

- 一般公共の用に供する部分
- 一時預かりをする部分
- それ以外の部分
- 上記以外の月極、専用駐車場等の部分

さらに、それぞれのスペースを四輪車専用、特定自動二輪車専用、四輪車及び特定自動二輪車併用のスペースにわけて、台数と面積を記載してください。

a－(B) 車路等の面積

建築物である部分の延床面積から a－(A)を除いた面積を記載してください。

(管理事務所や駐車場附属施設の面積も含まれます。)

b－(C) 駐車のに供する部分の面積

建築物でない部分の車室の面積と台数を、a－(A)と同様に、一般公共の用に供する部分とそれ以外の部分にわけて記載してください。

b－(D) 車路等の面積

駐車場施設部分のうち、建築物でない部分の延床面積から b－(C)を除いた面積を記載してください。

4 構造

イ 建築物である部分

建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）、避難階段の数を記載してください。
なお、建築物の一部となる駐車場については、その旨を記載してください。

ロ 建築物でない部分

車路、駐車のに供する部分について、アスファルト舗装、砂利敷舗装等を記載してください。

5－イ 特殊の装置

a 特殊の装置の有無

特殊の装置を用いるか否か、「有」または「無」のいずれかを記載してください。

b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第 15 条の規定による国土交通大臣の認定の概要

特殊の装置を用いる場合には、「認定の番号」に駐車場法施行令第 15 条の規定による国土交通大臣の認定番号を記入し、「特殊の装置の名称等」に装置の名称（商品名）、製造者名を記載してください。

ロ それ以外の装置

特殊の装置以外の管理事務所、料金徴収所、警報装置、消化設備、換気装置、照明装置等、その他の設備の概要を記載してください。

6 車いす使用者用駐車施設

車いす使用者だけが使える駐車スペースの台数（福祉仕様台数）を記載してください。

7 附帯業務のための施設

駐車施設部分で行う業務のための施設の概要を記載してください。

(例) 洗車場、燃料販売、自動車修理、売店等

8 従業員概数

事務・附帯業務を含めて、駐車場の管理に従事する人数を記載してください。

9 供用開始（予定）日

営業を開始しようとする日を記載してください。

3 バリアフリー関連の届出

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

平成18年12月20日から、「バリアフリー新法」が施行されています。

（1） 特定路外駐車場

特定路外駐車場とは、路外駐車場のうち、駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上であり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの。ただし、道路付属物としての駐車場、公園施設としての駐車場、建築物である駐車場、建築物に付属する駐車場を除いたものをいいます。

路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場を移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準「路外駐車場移動等円滑化基準」に適合させなければなりません。また、適合するように維持しなければなりません。

特定路外駐車場には、路外駐車場車いす使用者用駐車施設（車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設）を 1 以上設けなければなりません。ただし、自動二輪車専用の駐車施設の場合には、この限りではありません。

1. 幅は、350cm以上とすること
2. 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること
3. 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けることとし、その経路のうち 1 以上を、次の4つのすべてに適合する路外駐車場移動等円滑化経路（高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路）とすること
 - A) 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りではない。
 - B) 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わるもの、又は段に併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること
 - ① 幅は、段に代わるものにあっては 120cm以上、段に併設するものにあっては 90cm以上とすること
 - ② 勾配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16cm以下のものにあっては、1/8 を超えないこと
 - ③ 高さが 75cmを超えるもの（勾配が 1/20 を超えるものに限る。）にあっては、高さが 75cm以内ごとに踏幅が 150cm以上の踊場を設けること
 - ④ 勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cmを超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること
 - C) 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm以上とすること
 - D) 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること
 - ① 幅は、120cm以上とすること
 - ② 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること

- ※ 特定路外駐車場については、いわゆる「青空駐車場」であっても、国土交通省令で定める構造、設備の技術基準に適合させる必要があります。【バリアフリー新法第11条】
- ※ 床面積が 2,000 m²以上の建築物である駐車場又は床面積が 2,000 m²以上である建築物の敷地に設ける駐車場は、政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）に適合させなければならない場合があります。【バリアフリー新法第14条】

（２） 届出に必要な書類 正副 2 部提出

できるだけ路外駐車場設置届と同時に提出してください。届出先は吹田市土木部総務交通室です。

	届 出 に 必 要 な 書 類	備 考
1	高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面	様式1－2
2	地形図（附近見取図） 1/10,000 以上	路外駐車場の位置を明示 （路外駐車場設置届と同時に提出の場合は不要）
3	平面図 1/200 以上	特定路外駐車場の区域、路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路、その他の主要な施設を表示する。
4	特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準チェックリスト	

（３） 記載要領

移動等円滑化のために必要な構造及び設備

イ 車いす使用者用駐車施設

車いす使用者だけが使える駐車スペースの台数（福祉仕様台数）を記載してください。

ロ 移動等円滑化経路の勾配の最大値

移動等円滑化経路の勾配の最大値を記載してください。

ハ 特殊の装置

a 特殊の装置の有無

特殊の装置を用いるか否か、「有」または「無」のいずれかを記載してください。

b 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第4条の認定による概要

特殊の装置を用いる場合には、特殊の装置の認定番号を記入し、装置の名称(商品名)、製造者名を記載してください。

2. 大阪府福祉のまちづくり条例

平成5年4月1日から、「大阪府福祉のまちづくり条例」が施行されています。

この条例は、だれでも、いつでも快適にまちを移動できるような社会の実現を目指すものであり、不特定多数の者の利用に供する建築物、道路、公園及び駐車場が整備対象になっています。

駐車場については、機械式駐車台数を除いた一般公共の用に供する駐車場を設置しようとする場合全てに適用されます。

条例が適用された場合の設置基準は次のとおりです。

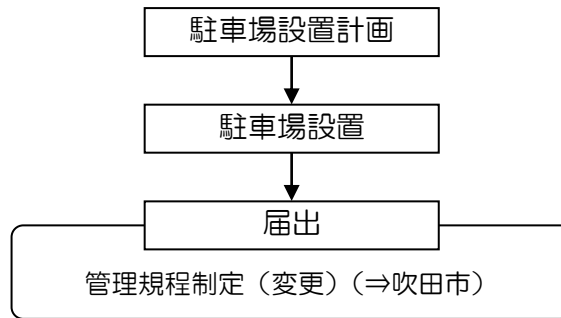
車いす使用者が乗車する 自動車を駐車することが できる部分	1. 自動車の駐車のために供する部分を設ける場合は、1 以上設けること。ただし、自動車の駐車のために供する部分を 20 以上設ける場合は、1 以上は、車いす使用者が乗用する自動車の専用とすること。 2. 駐車場の出入口に最も近い位置に設けること。 3. 駐車場の出入口に通ずる障害者等が通行することができる通路（車路を含む。）に面すること。 4. 幅を3. 5m 以上とすること。 5. 床面又は地面を水平にすること。 6. 車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分である旨を、知事が定めるところにより標示すること。
-------------------------------------	---

◎届出先は大阪府です。詳しくは、下記へお問い合わせください。

大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課
福祉のまちづくり推進グループ
TEL 06-6210-9717

4 路外駐車場管理規程（変更）届

（１） 手続きの流れ



（２） 届出に必要な書類 正副 2 部提出

供用開始後（変更の場合は、営業内容を変更後）10 日以内に届出をしてください。新規の場合は、できるだけ設置届と同時に供用開始前に提出してください。

届出書は 2 部必要です。（1 部は吹田市で保管し、1 部は提出者に返却します。）

	届 出 に 必 要 な 書 類	備 考
1	路外駐車場管理規程(変更)届	様式 2
2	管理規程の写し	管理規程は、法第 13 条、同法施行令第 16 条及び同法施行規則第 2 条及び第 3 条の規定を遵守していることを確認

（３） 管理規程届、管理規程変更届の記入要領

A 路外駐車場管理規程（変更）届

変更の届出の場合は、変更前を黒字で記入した上で、変更箇所を朱字で記入してください。

B 駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場管理者とは、届出義務のある駐車場の経営を意思決定できる方をいいます。駐車場の管理だけをされる方は、これには該当しませんのでご注意ください。（駐車場管理者が法人の場合、その代表者の変更についての届出は必要ありません。）

（４） 管理規程作成の際の注意事項

管理規程には、次の事項を定めなければなりません。

i. 駐車場の名称、位置

駐車場の所在地は、できるだけ住居表示で記入してください。

ii. 駐車場管理者の氏名及び住所

2-B と同じ管理者の氏名と住所を記入してください。

iii. 休業日、供用の開始及び終了時間

24 時間営業の場合は、「24 時間営業」もしくは「終日」と記入してください。または休業日がなければ「なし」と記入してください。

- iv. 駐車料金（確定額）
確定額を記入してください。
- v. 前項以外の駐車場の供用契約に関すること
駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項については、必ず記入してください。
- vi. 構造上駐車することができない自動車
「外車お断り」等の表現はできません。物理的に駐車できない自動車の寸法及び重量を表示してください。
- vii. 駐車場業務に附帯して行う業務の概要
例：洗車場、燃料販売、自動車修理、売店等

※変更の届出に必要な書類

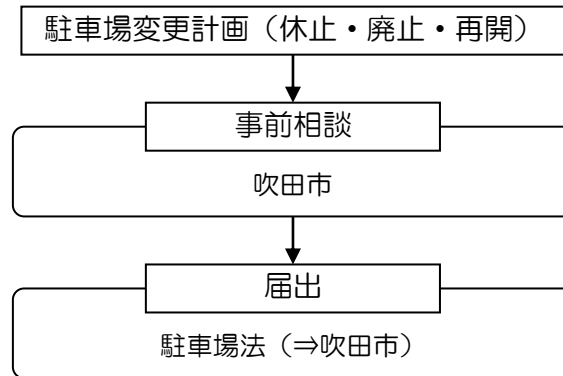
届出内容を変更する場合には、下記のとおり変更届を提出してください。

設置変更届は、法第 12 条に基づき工事に着手するまでに、管理規程変更届は法第 13 条に基づき変更後 10 日以内に提出してください。

変更の内容	路外駐車場設置 変更届	管理規程変更届	添付書類等
管理者の変更（名称変更含む） ※代表者のみの変更については不要	○	○	
管理者の住所等の変更	—	○	
駐車場の名称の変更	○	○	
駐車場の位置の変更 （町名地番変更によるもの）	○	△	管理規程に所在を掲載している場合は、管理規程変更届も必要
規模・構造・設備の変更	○	—	変更事項に係る図面及び指示されたもの
附帯業務の変更	○	○	
従業員の数の変更	○	—	
駐車料金の変更	—	○	理由書及び指示されたもの
供用時間・供用契約・省令で定められた事項の変更	—	○	

5 路外駐車場廃止・休止・再開届

(1) 手続きの流れ



(2) 届出に必要な書類 正副2部提出

届出駐車場の一部あるいは全部の供用を休止、又は廃止したときは、10日以内に届出をしてください。一部あるいは全部を休止している駐車場を再開しようとするときも同様です。

届出書は2部必要です。（1部は吹田市で保管し、1部は提出者に返却します）

	届出に必要な書類	備考
1	路外駐車場廃止・休止・再開届出書	様式4、5、6
2	地形図（附近見取図） 1/10,000以上	路外駐車場の位置を明示
3	平面図（出入口のある階） 1/200以上	一部休止、再開の場合は、添付してください。図上に休止、再開する部分を明示してください。

(3) 記入要領

<休止の場合>

- 休止する期間、台数を記入してください。
- 休止する理由を記入してください。

<廃止の場合>

- 廃止年月日を記入してください。
- 廃止する理由を記入してください。（月極、専用駐車場とするためなど）
- 廃止後の跡地利用計画について記入してください。未定の場合は、「未定」と記載してください。

6 駐車場に関する構造設備基準

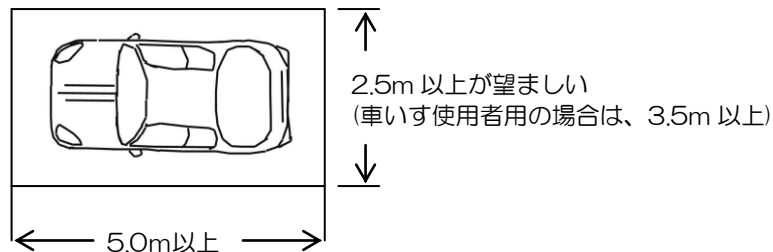
「駐車場法」に規定が適用される駐車施設は次の基準を満たすことが必要です。

(1) 車 室

① 大きさ

1 台あたりの車室の大きさは車種等に合わせた不足のない大きさにしてください。

《参考》



- 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設を 1 以上設けなければならない。車室幅 3.5m 以上確保し、長さについても 5.0m を目安として一定数確保してください。

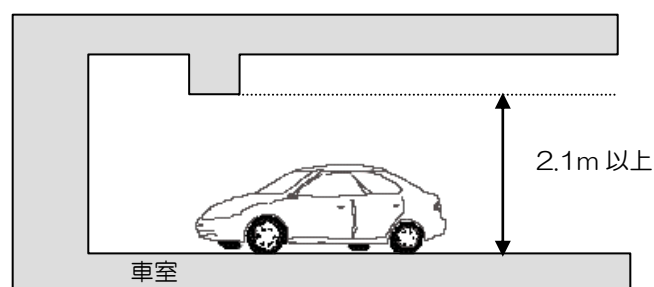
② 配 置

- i) 自走式の駐車場では、他の自動車を動かさずに自動車の出し入れができる車室の配置であることが必要です。
- ii) 前面道路に対して複数の車室が並んで直接面しているような配置（いわゆる串ざし駐車）は道路の安全性の確保のうえから好ましくありません。



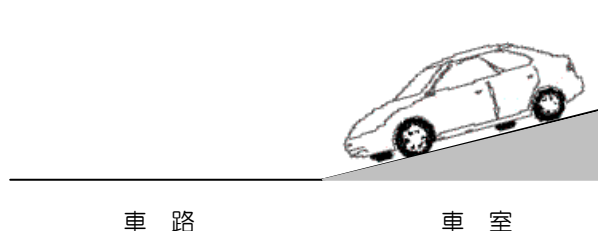
③ 高 さ （駐車場法施行令第 9 条）

車室部分のはり下高さは 2.1m 以上としています。ただし、機械式駐車はこの限りではありません。



④ 勾 配

車室部分の勾配は排水等を考慮して適正な値としてください。

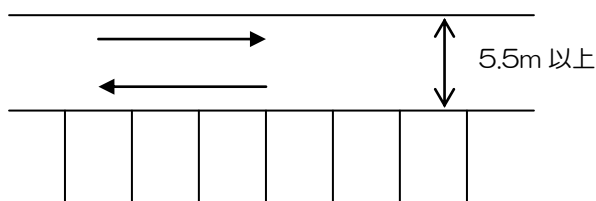


(2) 車 路

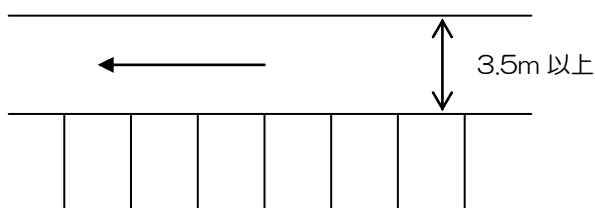
① 幅 員（駐車場法施行令第8条第2項）

自動車が円滑かつ安全に走行するためには、車路幅は下記の幅員が必要です。

- a. 往復通行：車路幅 5.5m 以上（ただし、自動二輪車専用駐車場の場合は 3.5m以上）



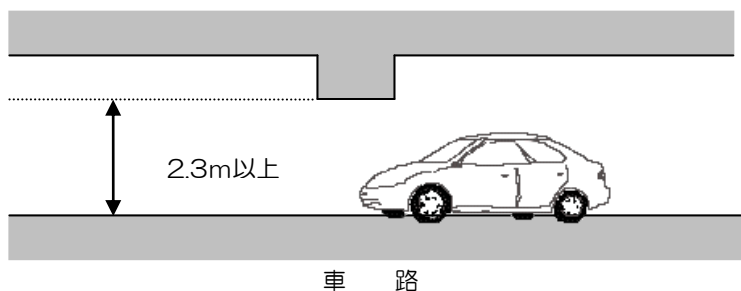
- b. 一方通行：車路幅 3.5m 以上（ただし、自動二輪車専用駐車場の場合は 2.25m以上）



- c. 料金所周辺（歩行者が通行しない箇所）：車路幅 2.75m 以上（ただし、自動二輪車専用駐車場の場合は 1.75m以上）

② は り 高 （駐車場法施行令第8条第3項）

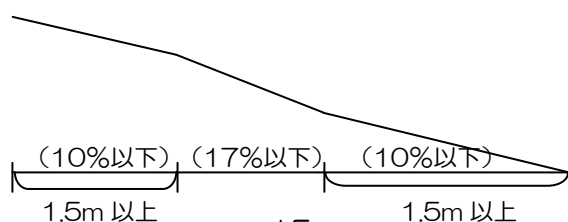
車路のはり高は、2.3m 以上です。



③ 傾斜部の縦断勾配 （駐車場法施行令第8条第3項）

車路の傾斜部の縦断勾配は、17%を超えないことが必要です。

また、下図のように傾斜の端部には、1.5m 以上の緩和勾配（10%以下）を設けることをおすすめします。

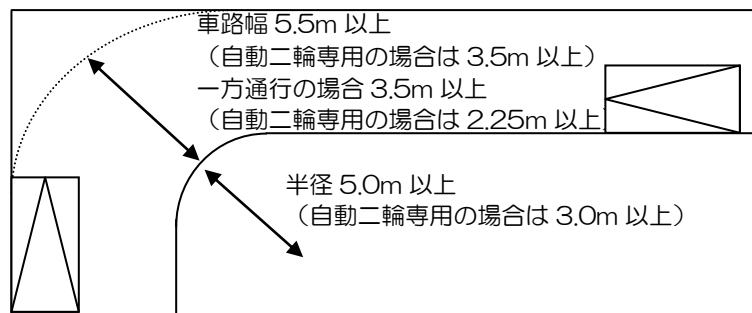


④ 傾斜部の路面（駐車場法施行令第 8 条第 3 項）

傾斜部の路面はすべりにくい材料とすること

⑤ 屈曲部（駐車場法施行令第 8 条第 3 項）

車路の屈曲部では、自動車が安全かつ円滑に回転できるようにするため、内のり半径 5.0m 以上で車路を設ける必要があります。（ただし、自動二輪車専用駐車場の場合には 3.0m 以上）



⑥ 避難階段（駐車場法施行令第 10 条）

直接地上に通ずる出入口のある階以外の階に駐車場がある場合は、避難階段又はこれに代わる設備を設けなければなりません。

⑦ 防火区画（駐車場法施行令第 11 条）

給油所、その他火災の危険のある施設を附置する場合は、耐火構造の壁、又は特定防火設備によって区画しなければなりません。

（3）特 殊 装 置

① 国土交通大臣の認定

特殊装置は、駐車場法施行令第 15 条の規定により国土交通大臣の認定を受ける装置を用いることが必要です。（届出時に特殊装置の国土交通大臣の認定書の写しを添付してください。）

② 特殊装置の前面空地

駐車場法施行令第 15 条の認定基準（昭和 43 年 10 月 16 日建設省都再発第 53 号通達抜粋）に基づいて、次のような空地を設けなければなりません。

令第 8 条（車路）関係

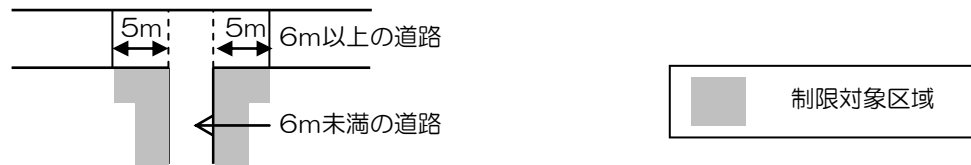
特殊装置を用いて駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場を設置する場合には、本条第 1 項に規定する「円滑かつ安全に走行する車路」として特殊装置と道路の間に、当該特殊装置に収容可能な自動車 2 台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる車路に相当する空地を設けるものとする。ただし、通り抜けのように特殊装置の出口と入口とが分離された構造の場合には、入口側にのみ、当該装置に収容可能な自動車 1 台分に相当する空地を設けることで足りる。

(4) 出入口関連

① 出入口設置禁止場所（駐車場法施行令第7条第1項）

i) 道路交通法第44条各号に掲げる道路

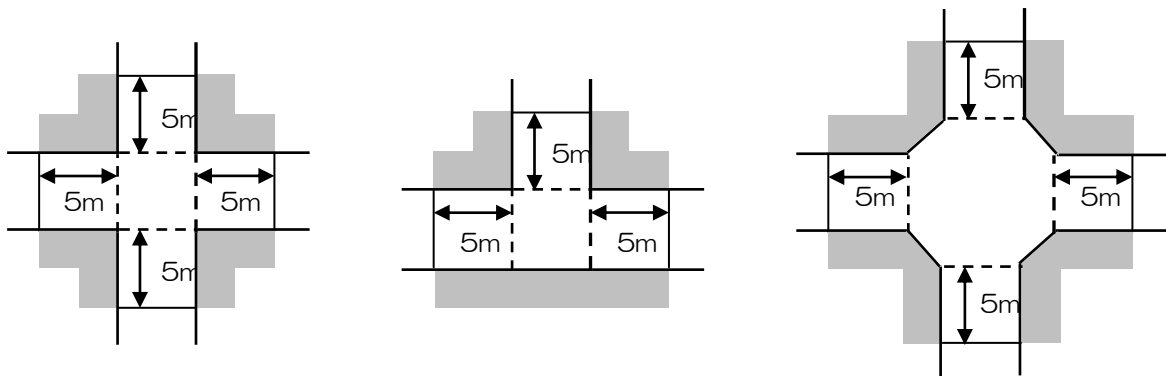
ii) 幅員6m未満の道路



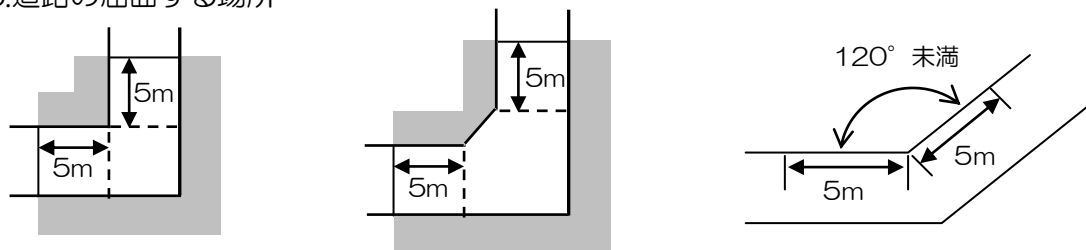
iii) 勾配10%以上の道路

iv) 道路の交差点若しくは道路の屈曲する箇所または横断歩道橋（地下横断歩道含む）から5m以内の部分

a. 道路の交差点…十字路、T字路その他2つ以上の道路の交わる場所における、その2つ以上の道路（歩道と車道の区別のある道路においては、車道）の交わる部分



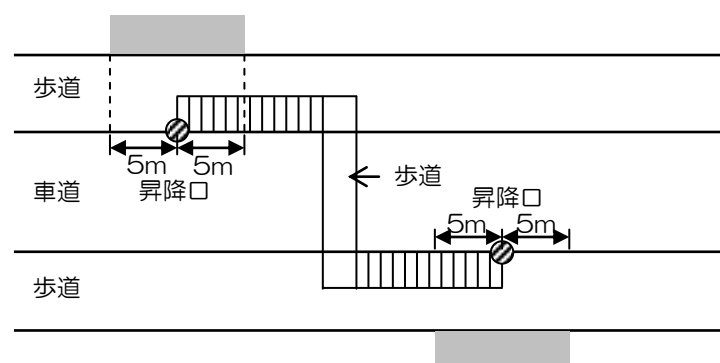
b. 道路の屈曲する場所



※屈曲する部分が曲線の場合の屈曲点は、円の始まり点とします。

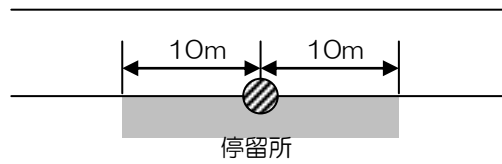
※屈曲…道路の折れ曲がり部分で、その内角が120度未満のものをいいます。

c. 横断歩道橋（地下横断歩道橋）→基準：昇降口

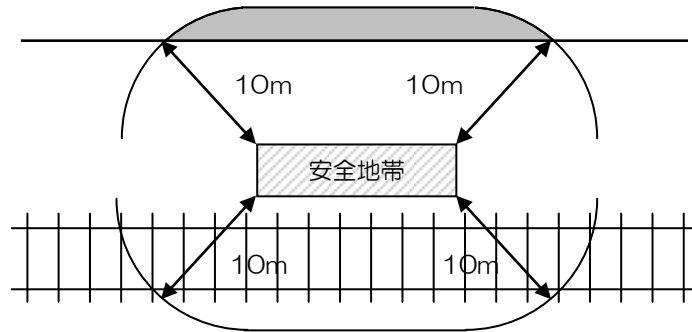


v) 路面電車の停留所、バス停留所、安全地帯または踏切から 10m 以内の部分

a.路面電車の停留所、バス停留所

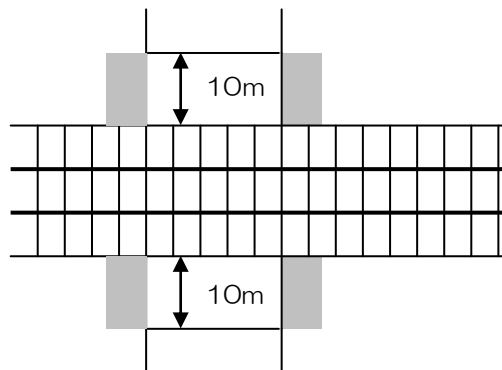


b.安全地帯…道路交通法第2条第1項第6号の安全地帯

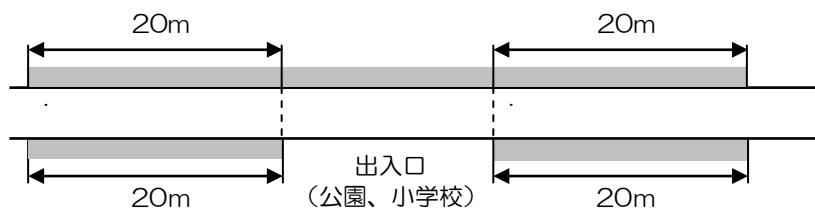


c.踏切

※停止線がない場合は遮断機からとします。



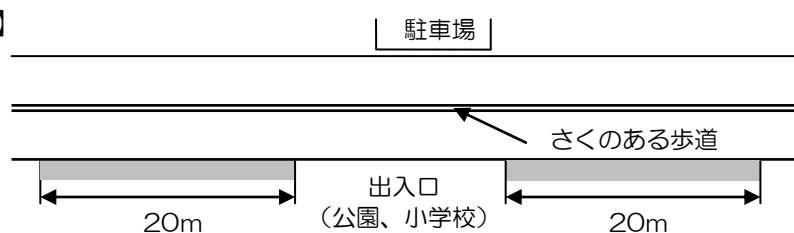
vi) 公園、小学校、養護学校、または幼稚園その他これらに類するものの出入口から 20m 以内の部分

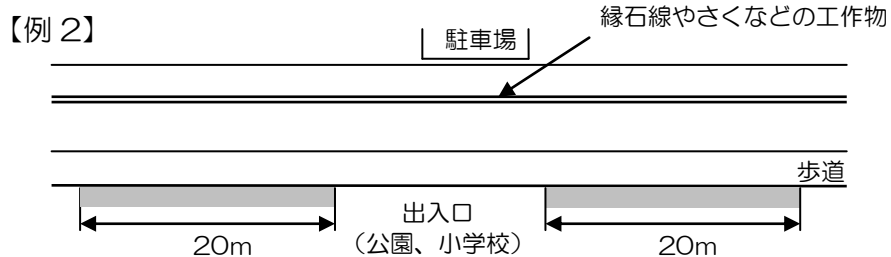


ア. 出入口とは、幼児、生徒が出入りするところをいいます。

イ. さくの設けられた歩道がある場合や、歩道があり、かつ、縁石線やさく、その他の工作物により車線が往復の方向別に分離されている場合は、公園、小学校出入口の反対側の部分は制限対象外になります。

【例1】



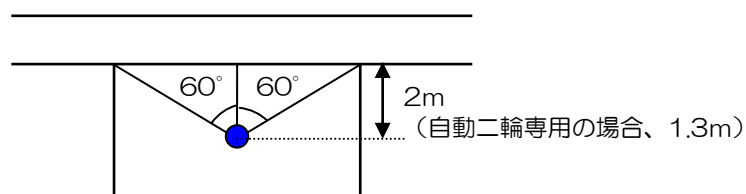


② 前面道路が2つ以上あるときの駐車場の出入口（駐車場法施行令第7条第2項）

※前面道路が2つ以上あるときの駐車場の出入口は道路交通並びに周辺環境に支障を及ぼす恐れのない道路に出入口を設けてください。

③ 出入口付近の構造（駐車場法施行令第7条第5項）

※駐車場施設の出口付近の構造は、出口から2m後退した車路の中心線上 1.4m の高さにおいて、左右にそれぞれ 60 度以上の範囲において、道路を通行するものの存在を容易に確認できることが必要です。（ただし、自動二輪専用の場合は 1.3m）



注）敷地の形態及び建築物の構造等やむを得ない理由等により見通しが悪くなる場合は、警報装置、カーブミラー等の設置により安全が確保できることが必要です。

7 関連法令集

◆ 駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号) 抜粋 (最終改正 平成 18 年法律第 46 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- (2) 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- (3) 道路 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)による道路をいう。
- (4) 自動車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車をいう。
- (5) 駐車 道路交通法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する駐車をいう。

(構造及び設備の基準)

第 11 条 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上であるものの構造及び設備は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

(設置の届出)

第 12 条 都市計画法第 4 条第 2 項の都市計画区域(以下「都市計画区域」という。)内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者(以下「路外駐車場管理者」という。)は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市にあつては、それぞれその長。以下同じ。)に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(管理規程)

第 13 条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後 10 日以内に都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 路外駐車場の名称
- (2) 路外駐車場管理者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)
- (3) 路外駐車場の供用時間に関する事項
- (4) 駐車料金に関する事項
- (5) 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 前項第 4 号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。

4 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更したときは、10 日以内に都道府県知事に届け出なければならない。

(休止等の届出)

第 14 条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、10 日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも、また同様とする。

(路外駐車場管理者の責務)

第 15 条 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。

2 路外駐車場管理者は、管理規程に従って路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第8条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を第11条の規程に基く政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

第 16 条 路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかったことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができない。

(立入検査等)

第 18 条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正命令)

第 19 条 都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が第 11 条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基く命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる

(罰則)

第 21 条 第 19 条の規定による都道府県知事の命令に従わなかった者は、100 万円以下の罰金に処する。

第 22 条 第 12 条、第 13 条第 1 項若しくは第 4 項又は第 14 条の規定に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

第 23 条 第 18 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 24 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

◆ 駐車場法施行令(昭和 32 年政令第 340 号) 抜粋

(最終改正 平成 18 年政令第 350 号)

(適用の範囲)

第 6 条 この規定は、路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 ㎡以上であるものに適用する。

(自動車の出口及び入口)

第 7 条 法第 11 条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口(路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路(道路交通法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。))の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)及び入口(路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)に関するものは、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

- ① 道路交通法第 44 条各号に掲げる道路の部分
- ② 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から 5m 以内の道路の部分
- ③ 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20m 以内の部分(当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右 20m 以内の道路の部分を含む。)

- ④ 橋
- ⑤ 幅員が 6m 未満の道路
- ⑥ 縦断勾配が 10 パーセントを超える道路

- (2) 路外駐車場の前面道路が 2 以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由のあるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。
- (3) 自動車の駐車のために供する部分の面積が 6,000 m²以上の路外駐車場にあっては、縁石線又はさくその他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って 10m 以上とすること。
- (4) 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5m 以上とすること。
- (5) 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、①又は②に掲げる路外駐車場又はその区分に応じ、当該①又は②に定める距離後退した自動車の車路の中心線上 1.4m の高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60 度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

① 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。)の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分(特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。) 1.3m

② その他の路外駐車場又はその部分 2m

2 前項第 1 号の規定は、自動車の出口又は入口を道路交通法第 44 条各号に掲げる道路の部分のうち、交差点の側端又はそこから 5m 以内の道路の部分及びトンネル、又は橋に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 第 1 項第 2 号から第 5 号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口(出口付近を含む。)又は入口については、適用しない。

(車路に関する技術的基準)

第 8 条 法第 11 条の政令で定める技術的基準のうち車路に関するものは、次のとおりとする。

- (1) 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。
- (2) 自動車の車路の幅員は、①から③までに掲げる自動車の車路又はその区分に応じ、当該①から③までに定める幅員とすること。
 - ① 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 2.75m(前条第 1 項第 5 号①に掲げる路外駐車場又はその部分(以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。)の特定自動二輪車の車路又はその部分にあっては、1.75m)以上
 - ② 一方通行の自動車の車路又はその部分(①に掲げる車路の部分を除く。) 3.5m(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあっては、2.25m)以上
 - ③ その他の自動車の車路又はその部分 5.5m(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあっては、3.5m)以上
- (3) 建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。)である路外駐車場の自動車の車路にあっては、次のいずれにも適合する構造とすること。
 - ① はり下の高さは、2.3m 以上であること。
 - ② 屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。)は、自動車が 5m 以上の内のり半径で回転できる構造(自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあっては、特定自動二輪車を 3m 以上の内のり半径で回転させることができる構造)であること。
 - ③ 傾斜部の縦断勾配は、17 パーセントを超えないこと。

④ 傾斜部の路面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。

(駐車のに供する部分の高さ)

第9条 建築物である路外駐車場の自動車の駐車場の用に供する部分のはり下の高さは、2.1m 以上でなければならない。

(避難階段)

第10条 建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車のに供する部分を設けるときは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。

(防火区画)

第11条 建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。)によって区画しなければならない。

(換気装置)

第12条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上であるものについては、この限りではない。

(照明装置)

第13条 建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。

- (1) 自動車の車路の路面 10 ルックス以上
- (2) 自動車の駐車のに供する部分の床面 2 ルックス以上

(警報装置)

第14条 建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。

(特殊の装置)

第15条 この節の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

(駐車料金の額の基準)

第16条 法第13条第3項の駐車料金の額の基準は、次のとおりとする。

- (1) 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。
- (2) 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。
- (3) 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

(供用時間等の明示)

第17条 法第12条に規定する路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

◆ 駐車場法施行規則(平成12年運輸省・建設省令第12号) 抜粋 (最終改正 平成18年国土交通省令第104号)

(路外駐車場に関する届出書及び添付図面)

第2条 法第12条の規定による届出は、別記様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

- (1) 路外駐車場の位置を表示した縮尺1/10,000以上の地形図
- (2) 次に掲げる事項を表示した縮尺1/200以上の平面図
 - ① 路外駐車場の区域
 - ② 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設(建築物の内部にあるものを除く。)
 - ③ 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋

(3) 建築物である路外駐車場にあっては、縮尺 1/200 以上の各階平面図並びに 2 面以上の立面図及び断面図
(路外駐車場に関する管理規程)

第 3 条 法第 13 条第 2 項第 3 号の路外駐車場の供用時間に関する事項は、休業日並びに 1 日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めなければならない。

2 法第 13 条第 2 項第 4 号の駐車料金に関する事項のうち駐車料金の額は、確定額をもって定めなければならない。

3 法第 13 条第 2 項第 5 号の路外駐車場の供用契約に関する事項は、路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。

第 4 条 法第 13 条第 2 項第 6 号の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車

(2) 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

● 路外駐車場に関する届出等に関する省令(昭和 33 年運輸省・建設省令第 1 号)は、廃止する。

◆ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)抜粋

(目的)

第 1 条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において次の各号の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- (2) 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- (3) 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- (10) 路外駐車場管理者等 駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第 12 条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 2 項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- (11) 特定路外駐車場 駐車場法第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場(道路法第 2 条第 2 項第 6 号に規定する自動車駐車場、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 2 項に規定する公園施設(以下「公園施設」という。)、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

(施設設置管理者等の責務)

第 6 条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

第 11 条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場(以下この条において「新設特定路外駐車場」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによつては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場(新設特定路外駐車場を除く。)を路外駐車場移動等円滑化基準(前項の条例で付加した事項を含む。第 53 条第 2 項において同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定路外駐車場に係る基準適合命令等)

第 12 条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市にあっては、それぞれその長。以下「知事等」という。)に届け出なければならない。ただし、駐車場法第 12 条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りではない。

2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。

3 知事等は、前条第 1 項から第 3 項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第 53 条

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第 59 条 第 9 条第 3 項、第 12 条第 3 項又は第 15 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、300 万円以下の罰金に処する。

第 61 条 第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50 万円以下の罰金に処する。

第 63 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

1 第 53 条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 64 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 59 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

◆ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)

(特定路外駐車場の設置等の届出)

第 7 条 法第 12 条第 1 項本文の規定による届出は、第 1 号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

(1) 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺 1/10,000 以上の地形図

(2) 次に掲げる事項を表示した縮尺 1/200 以上の平面図

① 特定路外駐車場の区域

② 路外駐車場車いす使用者用駐車施設(移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(国土交通省令第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する路外駐車場車いす使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。)、路外駐車場移動等円滑化経路(同省令第 3 条第 1 項に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。))その他の主要な施設

2 法第 12 条第 1 項ただし書の主務省令で定める書式は、第 2 号様式により作成した届出書及び路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺 1/200 以上の平面図とする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

◆ 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令

(平成18年国土交通省令第 112 号) 抜粋

(趣旨)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律第 11 条第 1 項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準は、駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)、駐車場法施行令(昭和 32 年政令第 340 号)及び駐車場法施行規則(平成 12 年運輸省・建設省令第 12 号)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(路外駐車場車いす使用者用駐車施設)

第 2 条 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。)を 1 以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りではない。

2 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 幅は、350cm 以上とすること。
- (2) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
- (3) 次条第 1 項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(路外駐車場移動等円滑化経路)

第 3 条 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち 1 以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。

2 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りではない。
- (2) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm 以上とすること。
- (3) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
 - ① 幅は、120cm 以上とすること。
 - ② 50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- (4) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。
 - ① 幅は、段に代わるものにあつては 120cm 以上、段に併設するものにあつては 90cm 以上とすること。
 - ② 勾配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあつては、1/8 を超えないこと。
 - ③ 高さが 75cm を超えるもの(勾配が 1/20 を超えるものに限る。)にあつては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けること。
 - ④ 勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(特殊の装置)

第 4 条 前 2 条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前 2 条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

8 届出書、添付書類の様式集

<作成例>

- (様式1) 路外駐車場設置(変更)届
- (様式1-2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面
- (様式2) 路外駐車場管理規程届
- (様式3) 路外駐車場管理規程変更届
 - ◆ 路外駐車場管理規程
- (様式4) 路外駐車場廃止届
- (様式5) 路外駐車場休止届
- (様式6) 路外駐車場再開届

<届出書様式集>

- 様式1～6

<チェックリスト>

- 路外駐車場の構造および設備ならびに届出に関するチェックリスト
- 特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準 チェックリスト

路外駐車場設置~~(変更)~~届出書

平成 年 月 日

吹田市長 あて

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

吹田市泉町1丁目3番40号

〇〇駐車場株式会社

代表取締役 吹田 太郎

印

TEL 06-6384-1231

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称		〇〇駐車場					
2 駐車場の位置		吹田市泉町1丁目3番40号					
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	5000 平方メートル					
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D)	2570 平方メートル					
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用	70 (駐車台数)	4 平方メートル (台)	
				特定自動二輪車専用	0 (駐車台数)	0 平方メートル (台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	500	平方メートル	
				四輪車 駐車台数	35 台		
				特定自動二輪車 駐車台数	25 台		
		小計	570	平方メートル			
		それ以外の部分	四輪車専用	150 (駐車台数)	10 平方メートル (台)		
			特定自動二輪車専用	0 (駐車台数)	0 平方メートル (台)		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	0	平方メートル		
			四輪車 駐車台数	0 台			
	特定自動二輪車 駐車台数		0 台				
	小計	150	平方メートル				
	車路等の面積(B)		500 平方メートル				
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	625 (駐車台数)	50 平方メートル (台)		
			特定自動二輪車専用	125 (駐車台数)	50 平方メートル (台)		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	0	平方メートル		
			四輪車 駐車台数	0 台			
			特定自動二輪車 駐車台数	0 台			
小計	750	平方メートル					

			それ以外の部分	四輪車専用	0 平方メートル (駐車台数 0 台)
				特定自動二輪車専用	0 平方メートル (駐車台数 0 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	0 平方メートル
					四輪車 駐車台数 0 台
					特定自動二輪車 駐車台数 0 台
				小計	0 平方メートル
				車路等の面積(D)	600 平方メートル
		駐車の用に供する部分の面積の合計(A+C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	695 平方メートル (駐車台数 54 台)
				特定自動二輪車専用	125 平方メートル (駐車台数 50 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	500 平方メートル
					四輪車 駐車台数 35 台
					特定自動二輪車 駐車台数 25 台
				小計	1320 平方メートル
			それ以外の部分	四輪車専用	150 平方メートル (駐車台数 10 台)
				特定自動二輪車専用	0 平方メートル (駐車台数 0 台)
四輪車及び特定自動二輪車併用	0 平方メートル				
	四輪車 駐車台数 0 台				
	特定自動二輪車 駐車台数 0 台				
小計	150 平方メートル				
4 構造	イ 建築物である部分		4階建、RC 耐火構造		
	ロ 建築物でない部分		アスファルト舗装		
5 設備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無	有		
		b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定の概要	認 定 の 番 号	〇〇〇	
			特殊の装置の名称等	〇〇二段式装置	
	ロ それ以外の設備	料金所、CO ₂ 消火設備、警備装置、照明装置、避難階段			
6 車いす使用者用駐車施設			5 台		
7 附帯業務のための施設			コイン洗車場		
8 従業員概数			5 人		
9 供用開始(予定)日			平成 〇 年 △ 月 □ 日		

(注)道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

(様式1-2)作成例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、
路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面

移動等円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車いす使用者用駐車施設		5 台
	路外駐車場移動円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値		0.1 %
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無	無
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の認定による概要	認定の番号 特殊の装置の名称等

<備考>

1. 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
2. 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
3. 「特殊の装置」ロ欄の「認定番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載すること。
4. 「特殊の装置」ロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。

平成 年 月 日

吹田市長 あて

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

吹田市泉町1丁目3番40号
〇〇駐車場株式会社
代表取締役 吹田 太郎 印

路 外 駐 車 場 管 理 規 定 届

標記について、別添のとおり制定したので、駐車場法第13条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
- 〇〇駐車場
- 2 駐車場の位置
- 吹田市泉町1丁目3番40号
- 3 供用(予定)日
- 平成 〇 年 △ 月 □ 日

平成 年 月 日

吹田市長 あて

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

吹田市泉町1丁目3番40号

〇〇駐車場株式会社

代表取締役 吹田 太郎 印

路 外 駐 車 場 管 理 規 定 変 更 届

標記について、別添のとおり変更したので、駐車場法第13条第4項の規定に基づき届け出ます。

記

1 駐車場の名称

〇〇駐車場

2 変更(予定)日

平成 〇 年 △ 月 □ 日

3 変 更 項 目

①料金の変更

(現行)300円/h ⇒ (変更)350円/h

②駐車台数の変更

(現行)自動二輪車 10台 ⇒ (変更)自動二輪車 50台

<管理規程>作成例

1. 駐車場の名称 〇〇〇駐車場

2. 駐車場の所在地 吹田市〇〇町△△-□

3. 駐車場管理者の氏名及び住所

[法人の場合]

(1)	名	称	〇〇駐車場株式会社								
(2)	所	在	地	吹田市〇〇〇							
(3)	代	表	者	の	氏	名	代表取締役	〇	〇	〇	〇

[個人の場合]

(1)	住	所	吹田市泉町1丁目3番40号
(2)	氏	名	吹田太郎

4. 供用時間

(1) 供用の開始及び終了時間

〇〇時から〇〇時まで

〔ただし、△△時から△△時までの間は閉門する。
閉門時間中は、入口に備え付けのベルを使用し、係員の指示を受けること。〕

(2) 休業日

〔例1〕 なし (年中無休の場合)

〔例2〕 日曜・祝日及び12月31日から1月3日まで

(3) 上記の他、駐車場管理者は、この駐車場の補修その他管理上のやむを得ない場合には、主務官庁に届出の上、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

5. 駐車料金

100円/h

定期(月極)契約者に対しては、別紙定期(月極)駐車契約書により契約し、定期駐車券を発行する。

6. 供用契約に関する事項

- (1) 駐車場管理者は、この駐車場に駐車中の自動車の保管にあたり、善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失または損傷について、その損害の責任を負う。
- (2) 駐車場管理者は、この駐車場に駐車する自動車の積載物及び車内に留置された物品に関する損害については、一切賠償の責任を負わない。
- (3) 駐車場利用者及びその関係者(同乗者を含む)は、故意又は過失によって、この駐車場の諸設備及び他の駐車中の自動車等に損害を与えた時は、直ちにその損害を管理者及び他の被害者に報告し、賠償しなければならない。
- (4) 駐車場利用者間の事故、トラブルについては、当事者間で解決するものとする。この場合、駐車場管理者は一切責任を負わない。
- (5) 駐車場利用者は、この駐車場の供用時間中に駐車した自動車を引き取らなければならない。ただし、あらかじめ駐車場管理者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (6) 駐車場管理者の承諾なくして、この駐車場の営業終了時刻である〇〇時まで、自動車を引き取らなかった時は、〇〇時から営業開始時刻の〇〇時までの間の駐車に対し、1時間(30分)につき〇〇〇円の割合

で違約金を徴収する。

7. 駐車場利用者の遵守事項

駐車場利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車位置、場内の交通規制等は、標識・表示又は係員の指示に従うこと。
- (2) 場内に、引火物・危険物の持ち込みをしないこと。場内での喫煙・火気の取り扱いは行わないこと。
- (3) 場内での走行は徐行すること。
- (4) 自動車内に貴重品、その他の物品を留置しないこと。
- (5) 駐車中はエンジンを必ず停止し、自動車から離れる時は窓を閉め、ドア及びトランクは施錠すること。
- (6) 駐車場内の設備、又は他の自動車及び器具等に、毀損、破損、汚損を与えた時は、速やかに係員に申し出ること。
- (7) 駐車場利用者は駐車中に、自己の自動車に事故が生じたと認められた時は、出場以前に係員に申し出なければならない。
- (8) 駐車場利用者及びその関係者(同乗者を含む)は、禁止されている場所への立入り、特殊装置操作盤、その他の機器類に許可なく触れてはならない。
- (9) 駐車券は必ず携帯し、車内には置かないこと。
- (10) 駐車場利用者は、同一の自動車を引き続き〇〇日を超えて駐車させることはできない。ただし、事前に申し出があった自動車はこの限りでない。
- (11) 駐車場利用者が前項の駐車制限時間超過後も、自動車を引き取らない場合には、駐車場管理者は当該自動車の車検証記載の所有者、又は使用者に引き渡すことができるものとする。
- (12) 駐車場利用者は、駐車券を紛失した場合は、この駐車場に自動車を入場させた日の午前0時から、出場させた時点までの間の駐車料金を支払わなければならない。
- (13) 前各号に掲げるものの他、係員の指示に従うこと。

8. 駐車場管理者は遵守事項その他必要な事項を、場内の見やすい場所に掲示する。

9. 駐車場管理者は、次の場合には駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場利用者及びその関係者(同乗者を含む)が、駐車場管理規程を守らなかったとき。
- (2) 危険物を積載している自動車、その他駐車場の管理上支障があると認められる自動車が駐車する場合。

10. 駐車できない自動車

- (1) 高さ〇〇mを超えるもの、及び特殊自動車
- (2) 長さ〇〇m、幅〇〇m、高さ〇〇m 及び重量〇〇トンを超えるもの

11. 附帯業務(駐車場内で営業する業務)

- (例) 自動車修理工場、洗車業務、レンタカーの貸出、カーアクセサリ等の販売、売店、
軽飲食、喫茶店、レストラン、タバコ販売、なし(附帯業務がない場合)

12. 駐車回数券

〇〇〇円 〇〇枚綴り 〇〇〇〇円

13. その他

〇〇店において、金〇〇円以上お買上げの顧客で、駐車券に認印のあるものに限り、〇時まで無料とする。

平成 年 月 日

吹田市長 あて

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

吹田市泉町1丁目3番40号

〇〇駐車場株式会社

代表取締役 吹田 太郎 印

路 外 駐 車 場 廃 止 届

標記について、別添のとおり廃止したので、駐車場法第14条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称 〇〇駐車場
- 2 駐車場の位置 吹田市泉町1丁目3番40号
- 3 廃止年月日 平成 〇 年 △ 月 □ 日
- 4 廃止した理由 当施設を月極駐車場として運用することとなったため。
- 5 廃止後の利用予定 月極駐車場

平成 年 月 日

吹田市長 あて

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

吹田市泉町1丁目3番40号
〇〇駐車場株式会社
代表取締役 吹田 太郎 印

路 外 駐 車 場 休 止 届

標記について、別添のとおり休止したので、駐車場法第 14 条の規定に基づき届け出ます。

記

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1 駐車場の名称 | 〇〇駐車場 |
| 2 駐車場の位置 | 吹田市泉町1丁目3番40号 |
| 3 休止期間 | 平成 × 年 △ 月 □ 日 ~ 平成 ○ 年 △ 月 □ 日 |
| 4 休止した理由 | 駐車場の増設工事を行うため。 |
| 5 休止台数 | 25台 |
| 6 休止する部分 | 400㎡ |

※ 一部休止の場合は、休止する部分を明示した平面図(1/200以上)を添付

平成 年 月 日

吹田市長 あて

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

吹田市泉町1丁目3番40号
〇〇駐車場株式会社
代表取締役 吹田 太郎 印

路 外 駐 車 場 再 開 届

標記について、別添のとおり再開したので、駐車場法第 14 条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐 車 場 の 名 称 〇〇駐車場
- 2 駐 車 場 の 位 置 吹田市泉町1丁目3番40号
- 3 再 開 年 月 日 平成 〇 年 △ 月 □ 日
- 4 再 開 台 数 25台
- 5 再開する部分の面積 400㎡

※ 一部休止の場合は、休止する部分を明示した平面図(1／200以上)を添付